

柏原市への要請内容と回答

1. 雇用・労働施策

(1) (雇用・労働行政全般に対する施策強化)

住民生活の安定に向けて、雇用・労働行政の充実・強化から良質な雇用の確保と創出について、府との連携のもと力強い施策を展開すること。具体的には、様々な国の緊急雇用対策事業を有効に関連づけて、介護・福祉関連事業の雇用創出施策と離職者に対する教育訓練から再就職支援等のセーフティネットについて充実・強化を図ること。

(回答)

平成21年10月からセーフティネット支援対策事業として、離職者への住宅手当支給の特別措置事業をすでに実施しております。国の計画では3年間の措置事業となっております。この事業を離職者に対し広く知っていただくため、広報誌や自製ポスター等を市内に掲示しております。また、職業安定所や社会福祉協議会と連携しながら、必要な方に対しきめ細かな対応をしております。

(産業振興課)

(2) (就職困難層への支援施策の強化)

特に就労支援を必要としている若年者・高齢者・母子家庭の母・障がい者・ホームレスの人等に対して、地域就労支援事業推進協議会やNPO団体と連携を深め、福祉施策とも関連させて、きめ細かな取り組みを強化すること。さらに景気悪化によって仕事とともに住居をなくした方々への実効ある支援施策を検討・強化すること。

(回答)

地域就労支援センターでは、ニートや派遣員また離職者に対し、就労相談からスキルアップしていただくための支援をカウンセラーが取り組んでおります。また、就労に向け職業安定所・商工会とともにJOBマッチングを実施し、市内外の企業と就労者との就労相談を実施しております。

住居をなくした方につきましては、住宅手当支給の特別措置事業を実施しております。

(産業振興課)

(3) (各種労働法制の周知徹底と指導)

改正最低賃金法や労働基準法など労働者に直接的影響が大きい各種労働法制について、周知を図るとともにその趣旨が職場で徹底・履行されるよう企業・経営者団体等に指導を行うこと。

(回答)

柏原市商工会・職業安定所等とともに常に周知を図ってまいります。(産業振興課)

(4) (総合評価入札制度の早期拡充と公契約条例の制定)

行政の福祉化推進の観点から、未導入の基礎自治体については早期に導入すること。既導入の自治体においては、ワークルールの遵守だけでなく、環境活動等も評価項目として豊富化を図り、公正な入札制度を確立すること。特に最低賃金については委託先に少なくとも連合大阪リビングウェイジ額である時間額870円を下回らないよう契約書・仕様書で定めること。さらに、総合評価入札制度は、清掃関連業務だけに止まらず業種の拡大を図ること。

今後は次のステップとして公契約条例の制定に向けて検討を行うこと。

(回答)

最低賃金は年々改正されますので、改正されるたびに市内の企業等に職業安定所等とともに周知を図っております。

経営者へは法の趣旨等の周知指導に努めております。(産業振興課)

(5) (ワーク・ライフ・バランス社会の実現に向けた取り組み)

「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」の趣旨を周知・徹底すること。これらの取り組みがより現実的なものとなるようモデル企業・団体等を選定し、研究を進めること。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪として推進されるよう施策の充実を図ること。

(回答)

暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす家事等に向けて、労働と生活の調和の実現に向け、企業等に周知を図ってまいります。(産業振興課)

社会や企業が活力を維持し、さらに発展していくためには、様々な経験や価値観をもった多様な人々が参画し、新しい価値を創出していく必要があると思われます。しかし、これまで日本社会では意欲と能力があっても「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」をとることが難しい環境でした。

その調和の実現のためには、「仕事と生活の調和が実現した社会」像を具体的に示し、関係者の果たすべき役割と数値目標を示した「行動指針」の周知徹底を図るとともに、現実的なものとなるよう研究・検討してまいります。また、「ワーク・ライフ・バランス」と「就労と子育ての両立」が車の両輪のようにバランスよく推進されるよう各施策を実施してまいります。

(人権推進課)

2. 経済・産業・中小企業施策

(1) (中小・地場企業とのマッチング施策の拡充)

湾岸地域も含め、府域の各エリアで特徴ある産業の集積が形成されつつある。各地域で中小・地場企業との結合も深め、産官学の連携やものづくりB2Bセンターの有効活用からビジネスチャンスを拡大し、産業の活性化に向けた取り組みの強化を図ること。

(回答)

産官学の連携のもと、商工の発展のため、サマーフェスタやジャズフェスタ・商工祭を実施しております。今後、B2Bセンターを拠点としての施設の整備には企業等の協力が必要ですので、検討してまいります。(産業振興課)

(2) (新たな雇用創出につながる企業誘致施策の拡充と他府県への企業流出防止)

企業誘致施策は地場・中小企業との連携や新たな雇用創出が期待できることから、補助金や低金利融資など有効な施策を積極的に内外へアピールし、企業誘致活動の拡充を図ること。

(回答)

本市では企業等に対し開業資金融資利子補給金制度を実施し、開業による1年間の利子補給を実施しております。また、中小企業信用保険法の規定による認定業務も実施し、利子が低く借り入れられるための業務も実施しております。中小企業団地への企業誘致については、インフラ整備・環境等が伴うことから今後とも積極的に努めてまいります。(産業振興課)

(3) (官公需優先発注の推進)

中小・地場企業の支援については、地域の実情やニーズに沿った施策を実施すること。また、地場企業への官公需の優先発注が伸び悩んでいることから、新たな施策を展開すること。

(回答)

柏原市商工会と共同し地場産業の広報に努めることで、官公需による優先発注を働きかけていきたい。(産業振興課)

(4) (下請二法の遵守とガイドラインの周知徹底)

親事業者も厳しい経営実態となっていることから、下請中小企業への不当なコスト引き下げの要請が懸念される。中小企業との公正取引の確立に向けて、下請二法や下請ガイドライン等の周知徹底、厳格な運用について指導を強化すること。

(回答)

大阪府の指導のもと、下請ガイドライン等の周知を働きかけていきたい。(産業振興課)

3. 行財政改革施策

(1) (行財政改革の中期目標設定と情報公開)

行財政改革を進めるにあたって、中期的スパンで具体的な取り組み施策や目標値を示すこと。また、住民に理解を深めてもらうため、適宜情報公開を行うこと。

(回答)

本市では、平成18年3月に平成21年度末までを取り組み期間とする「柏原市新行財政計画」を策定し、行財政改革の取り組みを進めております。本計画では、「実質収支黒字の維持」「5年間の累計取り組み目標額69億円」といった目標を設定し、目標達成に向けて具体的な取り組み項目の進捗管理を行っているところです。

具体的な取り組み項目の進捗状況については毎年年度末までに取りまとめ、市民の方に行財政改革の取り組み状況を知っていただけるよう、ホームページで公開してまいりました。平成22年度以降も、引き続き行財政改革の取り組みを進めていくこととしており、今後とも市民の皆様に取り組みを理解していただけるよう、適宜情報の公開に努めてまいります。

(行財政改革推進本部)

(2) (府民との連携をより深めた行政運営の推進)

市町村の行政運営にあたっては、広範な府民やNPO等との連携をより深めること。また、連携についても事業を委託するという方向だけではなく、住民やNPO等からの有効な意見・提言等は市町村行政に反映させ、事業化や予算化するシステムを作るなど、双方向から連携を図ること。

(回答)

本市では、施策及び事務事業を効率的かつ効果的に進めていく観点から、個々のケースに応じて公民の役割分担や官民協働の取り組みを検討してまいりました。

また、市民の視点や市民感覚を行政に反映させることを目的の一つとして、公募の市民委員によって構成される行政評価委員会を設置しており、市民委員の方々に、施策目的の達成に向けた取り組みが効率的かつ効果的に行われているかどうかといったことを評価していただいております。市民委員からの評価や提言については、可能なところから反映するよう努めているところであり、今後とも市民の視点や市民感覚を踏まえた行政運営を推進していけるよう、取り組みを進めてまいります。

(行財政改革推進本部)

(3) (積極的な権限委譲の要請と行政サービスの変化)

補助金の交付金化や政策協議の場を府と設置しているが、スムーズな権限委譲を進めるにあたっては、基礎自治体が行政施策の後退を招かないよう財政的な措置も行うこと。

大阪府・市町村分権協議会では、政令市・中核市・特例市を除き、全市町村への特例市並みの事務権限の委譲に向けて委譲対象業務や財政・人的支援面から議論されているが、画一的な対応とならないよう地域特性を踏まえた推進計画が策定されるよう要請すること。また推進にあたっては、住民の視点から見た行政サービスについてもどのように変化するかを明確にすること。

(回答)

ご指摘にありますように、現在、大阪府から市町村への権限を委譲するため、府との間で、移譲に伴い発生する事務費や人員の手配と実際に事務を行うためのノウハウ伝達について協議を行っているところです。

この権限につきましては、「住民と自治体が連携して、地域のことは地域で決めることができる」という、地方分権社会を実現することが目的であり、本市の置かれております地理的条件をはじめとする地域性を考慮したものでなければならないことはご指摘のとおりで、府との協議においてもその点を強く要望しております。

以上の点を解決して移譲を受けることにより、市民からの要望に対し、今まで以上にスピードアップされたサービスが提供できるものとなるよう進めてまいります。(まちづくり課)

(3) - さらに税と運営の効率化の観点では、府との重複した事業や事務事業の有無について検証するとともに、積極的な見直しを行うこと。

(回答)

現在、事務の流れのなかで存在する府との業務分担については、市町村への権限移譲に関する協議において精査し、重複した事務や省くことができるものについて、見直しを行います。

そのことによりむだな手間や時間を省き、地域住民の利便を高め、市民サービスが向上するよう努めてまいりますのでよろしく申し上げます。(まちづくり課)

(4) (地方税財源の充実確保に向けた国への積極的な提言)

国の直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実確保に向けて、住民の理解を得ながら、引き続き府と連携を図り、国に対して積極的な提言及び行動を行うこと。

(回答)

地方財政は、景気低迷に伴う地方税収入の減少や、三位一体改革と同時に行われた地方の歳出削減の方針に基づく地方交付税の大幅な削減により、一般財源が年々減少し続けている。また、昨年来のサブプライムローンやリーマンブラザーズの経営破綻に端を発した世界的な不況は日本経済に大きな打撃となり、さらに、最近の円高・ドル安傾向やドバイショックなど、追い打ちをかけるような厳しい状況にある。今後も、地方税や地方交付税の増収は見込めない。

一方、歳出面では、過去の景気対策に伴う公債費負担の増や少子高齢化に伴う社会保障経費の増など今後も経常的な歳出の増加が見込まれる。

このような状況のなか市町村は、将来的に持続可能で自立的な行政運営を行い、市民サービスの充実を図るため、人員削減や経費の節減、事業の見直しなど、行財政改革に取り組み財政の健全化に取り組んでいる。

国に対しては、政権が変わり、国と地方のあり方の再確認を求めるとともに、地方の実情や意見を十分に踏まえ、直轄事業負担金の廃止や地方税財源の充実強化に向け、完全なる税源移譲や地方交付税の増額など一般財源の総額の確保に向けて、市町村は府と連携して、国に対して引き

続き強く要望してまいりたい。

(財務部財政課)

(5) (行政評価システムのあり方と導入検討)

限られた予算の有効活用と政策の優先順位や達成度合い等について、今日的な情勢認識のもと客観的かつ住民から見て分かりやすい行政評価を行うこと。また、その際には第三者による外部評価システムについても導入検討すること。

(回答)

本市では行政評価の取り組みとして、平成17年度から事務事業評価を、平成18年度からは施策評価を実施してまいりました。事務事業評価及び施策評価ともに、毎年様式の変更等改良を重ね評価の充実に努めております。

毎年の事務事業評価及び施策評価の結果については評価の総括資料を作成し、分かりやすいものになるよう工夫したうえで広報誌やホームページで公開しております。また、第三者による外部評価の観点としましては、公募の市民委員によって構成される行政評価委員会で施策評価を行うことにより、評価に透明性・客観性をもたせているところであり、引き続き評価の充実に向け取り組みを進めてまいります。

(行財政改革推進本部)

4. 福祉・医療施策

(1) (二次医療圏ごとの医療連携体制の拡充と医療従事者の離職防止施策)

大阪府は、府民が安心して暮らせる地域医療連携体制の構築のため広域的・専門的な役割を果たすとともに、「大阪府保健医療計画」に基づき二次医療圏ごとに医療連携体制の充実を進めている。市町村においては、地域医療体制に万全を期すとともに、課題などがあれば府と連携し、見直しを行うこと。

また、救急医療に携わる医師の処遇改善や潜在看護師等の復職支援策などが新たに講じられているが、医療従事者(医師・看護師など)の職場環境の整備を促進するなどの離職防止施策についても、財政措置を含めた実効性のある対策を講じること。

(回答)

中河内医療圏(東大阪市・八尾市・柏原市)における医療連携体制の拡充策としましては、平成12年に二次救急医療体制を構築し、二次医療圏における救急医療体制の整備を図ってまいりました。しかしながら昨今の受診患者数の増加、とりわけ小児初期救急の増加を踏まえ、このたび、平成21年10月に中河内医療圏小児初期救急体制の整備を行いました。これにより中河内医療圏において小児初期救急体制及び二次救急医療体制が整いましたので、今後はこの体制の拡充・強化を図ってまいりたいと考えております。

潜在看護師の活用については、市広報誌・ホームページ等で募集をかけるとともに、職安や商工会と協力し、企業合同面接会へも参加しています。

また離職防止策としては、よりよいワーク・ライフ・バランスをめざし、不安を取り除くための

個人面接や職員満足度調査等を行い、職場環境の整備を促進しています。さらに、これまでからスキルアップのための研修受講や資格取得を奨励してきましたが、今年度から助産師学校への就学援助制度を創設しました。
(健康福祉課、市立柏原病院)

(2) (福祉人材確保の強化)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などを充実させるため、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成の充実を図り、福祉人材確保の強化に取り組むこと。

(回答)

介護労働者の質の向上や人材育成の研修などについては、政府の平成21年度補正予算による「現任・新規介護職員等の研修支援・養成」として対策が講じられているところであるが、先般(10月23日)政府の緊急雇用対策本部において「緊急雇用対策」が策定されました。

本対策の一つとして、介護分野における雇用創出を促進するため、「働きながら資格をとる」介護雇用プログラムの創設や、それに伴う研修課程の一部免除など、求人ニーズが高い介護分野を重点分野と位置付け、緊急に人材の育成・確保をめざすものです。

本市といたしましては、介護労働者雇用管理改善に取り組む事業者などに対する支援や助成は国の責務と考えていますので、この緊急雇用対策事業が恒久的に実施されるよう、大阪府を通じて国へ要望してまいります。
(高齢介護課)

(3) (利用者の実情に合った障がい福祉サービスの拡充)

障がい者の自立支援と社会参加促進の観点から、移動支援などの地域生活支援事業を含めたサービス提供基盤の整備や、障がい者の負担可能な費用で福祉サービスを利用可能とするなど、利用者の実情に合った障がい福祉サービス制度の拡充を行うこと。

(回答)

障害者福祉サービスの制度の拡充につきましては、近隣市において地域生活支援サービスの内容に格差が生じないように、府市長会を通じ利用体系及び利用料金等を統一しているものです。制度の拡充については、障害者自立支援法が施行され3年が経過しサービスの内容の見直し等の準備が進められているところでしたが、政権交代により、与党のマニフェストでは、障害者自立支援法を廃止し、利用者負担を応益負担から応能負担とするなど抜本的な障害者福祉制度に見直すことと提言されていることから、さらに障害者のニーズに沿った施策内容となるよう要望していきたいと考えています。
(社会福祉課)

(4) (企業に対するメンタルヘルス対策支援施策)

現在、企業や労働組合において、メンタルヘルス対策の重要性を認識し取り組みを進めているが、中小企業では実際にどのように取り組めばよいのか分からないのが現状である。メンタルヘルス対策事業においては、現在実施している市民の健康づくりに関する取り組みと

同様に、企業に対しても医療機関との連携やメンタルヘルス対策支援施策の充実を図るとともに、特に中小企業に対する啓発・支援体制の拡充を行うこと。

(回答)

本市では、市民の健康管理・健康増進に寄与することを目的に、心身の健康に関する個別の相談に応じるとともに、各種がん検診・健康教室などの保健事業や保健所等で実施されている精神保健福祉相談等の事業と連携を保ちながら、必要な指導・助言を行っています。

昨今は、中高年を中心にストレスからうつ病に罹る方が多くなっており、なかには自殺に至るケースもあり、メンタルヘルスの重要性が増してきています。また、全国の自殺者数が平成10年から11年連続で3万人を超えるなか、現下の厳しい経済情勢を踏まえ、地域における自殺対策の強化を図ることを目的に、自殺対策緊急強化事業を実施することとなりました。

したがって、メンタルヘルスの講演会の開催やパンフレットの配布等自殺対策の普及啓発を図るとともに、「こころとからだの健康相談」窓口を設置し、市民をはじめ市内企業等に周知し、メンタルヘルス対策の充実を図ってまいりたいと考えています。(健康福祉課)

5. 子ども教育・男女平等施策

(1) (地域実情に応じた子育て支援体制の拡充)

子どもをもちたい人が出産・子育てできるような環境づくりは、地域をはじめとする社会全体で推進していく必要がある。また、多様化する就労形態や保育ニーズに応じた制度の充実を図ることも重要である。市町村における子育て支援施策が、地域の実情に応じた保育制度や子育て支援体制となるよう、大阪府と連携を図るとともに、地域全体の状況や課題を把握し、子育て支援の充実を図ること。

(回答)

本市における子育て支援体制として、年度当初の保育所入所待機児童ゼロを実践しており、年度途中の入所希望者についても随時入所を行っているところです。保育所運営事業の充実に加え、一時的な保育のニーズに応えるために一時預かり・一時保育サービスを行い、地域における交流促進や情報交換のための保育所園庭開放事業を行い、子育て広場事業の運営にも取り組んでいます。また、子育て支援拠点として子育て支援センターを3ヶ所設置し、親子教室や子育て相談及びサークル支援を通じて総合的な支援を展開しています。

今後も、大阪府と連携を深め、国・府の施策や制度を取り込みながら、本市の実情に応じた施策を展開し、出産・子育てが安心して行える環境を継続して提供していきたいと考えていますが、職場における育児休業(特に男性の取得率の向上)の充実と相まって、社会全体が心豊かな子どもの成長に寄与できる支援体制の構築を期待するものです。(こども課)

(2) (学校における子どもの安心・安全対策)

小学校への警備員配置に伴う府から市町村への支援が2009年度から交付金化されており、

2011年度以降は廃止となる。市町村においては、引き続き学校における子どもの安心・安全が損なわれることのないように対策を講じること。

(回答)

小学校における警備員配置については、来年度も実施できるよう予算要求する。また、2011年度以降、学校内における子どもの安心・安全についての対策を検討していきたい。

(教育総務課)

(3) (35人学級の維持と子どもの成長過程に応じたキャリア教育)

きめ細かな子ども支援のため、小学校1・2年生での35人学級を維持するとともに他の学年にも拡充すること。また、子どもたちに将来社会人・職業人として自立する能力などを身につけさせるために、子どもの成長過程に応じた系統的・継続的なキャリア教育に取り組むこと。

(回答)

大阪府の少人数(35人)学級編成の導入により、小学校1・2年生については、きめ細かな指導に取り組んでいる。他の学年への拡充は、市の財政状況もあり現在のところ市単独の事業としては取り組めないため、国や府に要望していきたい。またキャリア教育については、総合学習や道徳・特別活動及び各教科学習のあらゆる機会を活用して、発達段階に即して系統的・継続的な指導を行い、社会人・職業人として自立する力を養うようにしている。(学校教育部学務課)

(4) (公的就学支援の拡充)

経済的な理由により教育の機会均等が損なわれないように設けられている就学援助制度や奨学金、授業料減免などについて、現行制度の拡充を図るとともに、給付制を基本とする奨学金制度の創設や高校の実質的無償化に向けた施策の実施を国に対して要望すること。

(回答)

奨学金については、高等学校授業料の無償化に伴い貸付・給付制も含めた見直しを行っていく予定であり、今後とも向学心のある生徒が安心して高等学校生活を送れるように本市の奨学金制度の充実を図ってまいります。

また、国に対しても、高校授業料の実質的無償化に向けた施策を要望していきます。

(学務課・指導課)

(5) (児童虐待に対する関係機関ネットワークの機能強化)

児童虐待は早期発見・早期対応が重要であり、通告先となっている市町村における相談体制の早期確立を図り、関係機関ネットワークの機能強化に取り組むこと。

(回答)

本市においては、子どもの権利が尊重され保障されることを目的として、平成18年8月から柏原市要保護児童対策地域協議会を構築しており、25ヶ所の関係機関と協力して児童虐待の防止に努めているところです。具体策としては、家庭児童相談室を中心に児童の所属機関においても児童相談体制の充実を図るとともに、些細な事柄も見逃さないために、関係機関の連携を密にとり、その徹底を図ります。協議会としては、情報収集や意見交換を頻繁に行うとともに、被虐待児童への関与が必要となった場合は迅速に判断し、本市所轄の児童相談所である東大阪子ども家庭センターに通知し、児童虐待を未然に防止することを実践していきます。(こども課)

(6) (配偶者暴力防止法を踏まえた取り組みと普及啓発)

配偶者暴力防止法の改正により、市町村における相談機能の充実や基本計画の策定を行い、被害者支援に関する積極的な体制整備を図ること。また市民が、配偶者からの暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることを身近な問題として考えるよう、同法の内容の周知啓発を進めるとともに、相談窓口などの周知には民間企業や医療機関の協力を求めながら普及啓発を行うこと。

(回答)

DV被害者保護のための施策につきましては、国・府等の計画に連携して市の施策・基本計画等を検討していきたいと考えております。

現在、本市においてはDVの相談を「女性のための相談」「女性・子ども電話相談」「人権なんでも相談」等の相談窓口を設け実施するとともに、市広報で平成19年12月号から21年3月号まで1年4ヶ月にわたって「改正配偶者暴力防止法」の解説を掲載し、法の周知を図るなどの対策を進めております。

今後とも、大阪府や大阪府総合労働事務所、大阪府女性相談センター、大阪府立男女共同参画・青少年センター、東大阪子ども家庭センター、柏原警察署、庁内関係部署などの各関係機関と連携をとり、適切かつ迅速に対応してまいります。(人権推進課)

(7) (男女共同参画行動計画の推進)

府内市町村において策定している男女共同参画行動計画の推進を図ること。

(回答)

本市においては、平成17年3月に「かしわら男女共同参画プラン」を策定し、現在、これに基づき男女共同参画社会の実現をめざし、行政の全般にわたっての施策を進めております。今後とも、大阪府及び他の市町村との連携も図りながら男女共同参画の施策を進めてまいります。

(人権推進課)

6 . 環境・街づくり・平和人権施策

(1) (温室効果ガス排出量削減施策の充実)

【「地球温暖化防止計画」策定自治体】

地球温暖化の原因となる温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロンなど)の削減に向けて、計画の進捗状況の検証や補強などを行い、施策を強化していくこと。またその現状(達成状況)を踏まえると同時に、国の動向も注視し、府民への啓発及び産業・運輸・民生各部門が一体となった同ガス削減施策を拡充・強化すること。

(回答)

地球温暖化や温室効果ガス削減の問題は地球規模の問題であり、地球温暖化対策の推進に関する法律にも謳われているように国民の協力が欠かせない問題です。

本市におきましては平成14年3月に「地球温暖化対策実行計画書」を策定し、3R施策を積極的に推進するなど、温室効果ガスの削減に向けた取り組みを実施しています。

地球温暖化対策の市民への啓発施策としては、広報誌や市のホームページで「温暖化を防止するために一人ひとりができること」をテーマに幅広く市民に啓発を行っています。また、毎年市民協働で開催される「環境フェア」では、啓発ビデオの上映やパネル展示を行い、参加者に地球に優しい暮らしについて詳しく説明しています。さらに、夏期・冬期に行っている「星空の観察教室」において、星座の観察を通して子どもたちに地球温暖化対策の講演を行っています。

今後は、省エネ生活の推進や環境家計簿の普及を図るとともに、市民協働による3R施策の推進に取り組んでいきます。(環境保全課)

(2) (3Rの推進とリサイクル率の向上)

リデュース(発生抑制)・リユース(再使用)・リサイクル(再利用)「3R」の取り組みを推進させ、ごみの減量化、ごみの分別収集、食料廃棄物の削減の徹底などの施策を一層充実させること。そして大阪府と十分連携をし、府のごみのリサイクル率(10.6%)を早期に全国平均並み(19.6%)にするために、各自治体でも施策を強化すること。

(回答)

本市では、循環型社会の実現に向け3Rを積極的に推進しています。市民への啓発事業としては、毎月発行の広報誌でごみ減量とリサイクルの必要性を様々な角度から連載し、また、市民グループや団体が主体となり毎年開催している環境フェアや、大型量販店前・主要な駅前マイバックスなど各種キャンペーンを市民協働で行っています。さらに、地域団体への出前講座や、市立小学校へ市職員が出向き上級学年を対象に分別とリサイクルについて環境教育を行うなどの施策に取り組んでいます。

他方、リサイクル推進事業については、容器包装リサイクル法に基づく飲料用の缶・瓶類やペットボトル・紙パックの分別収集も定着してきており、引き続き積極的に推進します。また、平成19年度から本格的に実施している市内のこども会による容器包装リサイクル品目の一部と新聞紙・雑誌の集団回収をさらに拡大し、ごみの減量とリサイクルの向上に努めていきます。

次に、生ごみの減量対策として、毎日の料理から出る生ごみの減量化に着目し、これを特殊な容器を使って処理し堆肥化することで、ごみの発生を抑制し減量対策につなげるため、この特殊な容器を購入された方への助成制度を実施しています。

本市では、循環型社会の実現を図るため、以上の施策の推進をはじめ、引き続き官民一体となり3R施策の推進に取り組んでいきます。 (環境保全課)

(3) (災害対策・耐震対策の拡充)

大規模災害に備え、災害時用の食糧備蓄体制の点検・整備を行うこと。さらに、定期的に地域住民なども参加した訓練を実施すること。また避難場所への誘導標識の増設、避難場所の確保、緊急医療体制の整備、土石流対策・河川改修・海岸整備を推進すること。

(回答)

災害時用の食糧備蓄体制の点検整備につきましては、備蓄食糧品の賞味期限等を管理しながら、毎年予算を計上し計画的に購入備蓄し、災害に備えております。

訓練につきましては、柏原・羽曳野・藤井寺の三市合同で2年に1回持ち回りで全体の訓練を開催しております。また、本市内各地区において、自主防災組織による訓練が盛んに実施されております。今後におきましても、消防本部や消防団を中心に自主防災組織の訓練や防災講演会などを実施し、地域の防災力の向上に努めてまいりたいと考えております。

避難所への誘導標識については、市内に73ヶ所設置しておりますが、その設置場所等を再度調査検討し、災害時の誘導に支障とならないように、整備してまいります。

緊急医療体制の整備につきましては、防災計画に基づき迅速かつ適切な医療が行えるように医師会など医療関係各関係機関と連携してまいります。

土石流対策・河川改修・海岸整備については、本市には、土石流危険渓流が59ヶ所あり、その内砂防堰堤を有する渓流は、わずか10ヶ所です。工事につきましては大阪府が行うものであり、府に対して工事を積極的に行うように働きかけます。

また、一級河川及び二級河川の整備につきましては、降水確率降雨に対応すべき整備の促進を国・大阪府に要望してまいります。普通河川につきましては、老朽化した水路及び未改修の整備を行うとともに、生活環境の改善と市民の安全性の向上に努めます。

(危機管理室・道路水路整備課)

(3) - 災害時に一時避難場所となる大阪府域での公立学校の耐震化率は全国平均に比べると低い水準になることから、優先して施策に取り組むこと。また府民・市民の安全を守る観点から、住宅の耐震性能判断・耐震改修工事に対する補助制度をより強化し、その周知をより丁寧に行うこと。

(回答)

教育施設は児童・生徒が一日の大半を過ごす学びの場であり、地震などの災害発生時には児童・生徒の安全を確保しなければなりません。また、災害発生時には小・中学校は地域住民の緊

急避難場所としての役割も果たしていることから、教育施設の防災機能の充実強化を図るため、耐震化工事は必要であると考えております。

現在、災害時緊急避難場所となります屋内運動場について、耐震化を実施しており、今後も耐震化工事を進めてまいります。
(教育総務課)

(4) (治安対策の向上)

急激な景気悪化に伴い、タクシー強盗やコンビニ強盗などが多発している。そこで私たち府民生活の基本となる「安心・安全な生活」を確保するため、後追い対策の強化だけでなく、安全意識を府民と共有していく観点からも、地域コミュニティを重視した地域組織（自治会や自警団・夜回り隊など）との連携を視野に入れた取り組みを強化すること。さらに、登下校時の子どもを地域で見守るといった地域における安全を高める施策を向上させること。

(回答)

市民の「安全・安心」を確保するため、柏原警察署や柏原防犯協会等の関係機関と連携し、街頭キャンペーンや合同パトロールを実施し、地域の安全活動に努めております。また、市職員や健全育成会等の各種団体による青色防犯パトロールを実施しております。さらに各小学校の青少年健全育成会で組織する「子供の安全見守り隊」を結成し、登下校時にパトロールを実施して子どもの安全に努めております。

今後とも地域の安全のために、事業を継続してまいります。
(危機管理室)

(5) (街づくりの強化)

街づくりにおいては、バリアフリー化の観点を入れること。特にバリアフリー化（大阪府37.0%）が進んでいない現状から、早期に改善を行うこと。

また、道路整備状況（大阪府45.8%）が全国平均（56.8%）を下回っていることや開かずの踏切箇所数が全国ワースト2（踏切交通実態総点検結果）の実態を踏まえ、大阪府と連携して高速道路も含む道路交通網の改善を行うこと。さらに公共交通網の整備（鉄道網・バス網の充実、タクシー台数の適正化など）も進めていくこと。地球温暖化防止の観点からも、公共交通機関利用促進のためのPR活動を、市民に対してより広く、より分かりやすく行うこと。

(回答)

交通バリアフリー法が平成12年11月に施行され、本市においても河内国分駅周辺地区と柏原駅周辺地区の2地区約134haで、基本構想を平成15年3月までに策定。バリアフリー特定経路の市道のみでの整備状況ですが、平成20年度末において約80%施工済みです。厳しい財政状況ですが、引き続き施工してまいりたいと考えております。

公共交通機関利用促進のためのPRについてですが、本市は府県境に位置し、奈良県から流入する車が多く、交通渋滞を引き起こしております。そこで、TDM施策で府県境を越えて実施し、交通渋滞の緩和に向けて連携していく必要があり、パークアンドライドを実施することにより地

球温暖化にも役立つと考えております。TDM協議会を発足できるよう関係機関と調整したいと考えております。(道路水路整備課)

(6) (人権侵害救済制度の確立)

様々なハラスメントやインターネットなどでの人権侵害が大きな社会問題になっている。そこで従来から課題となっている不当な差別も含めて人権侵害に対する救済制度を確立するためにも、人権侵害救済法(仮称)の制定に向けて国に働きかけ、さらに人権啓発活動もより一層強化すること。

(回答)

差別やいじめをはじめとする人権侵害につきましては、インターネットや携帯メールを使ったものなど多岐にわたり、日々新たな人権侵害が生み出されております。これらの人権侵害被害に対する実効ある救済制度の確立という観点から、人権侵害救済法の早期制定に向け、大阪府・市長会・町村長会と連携して国に働きかけてまいります。

また、今後も相談事業・啓発活動等を中心に人権擁護活動を推進してまいります。

(人権推進課)

(7) (平和発信機能の強化)

過去に経験した戦争の悲劇を二度と繰り返さないように、平和の尊さを強調する施策の充実を図るとともに、平和発信機能の強化を行うこと。

(回答)

戦後64年を経て、戦争の悲惨さを実体験として語れる世代が急速に減少しつつあります。また、世界では未だに紛争やテロが頻発し、今こそ平和の尊さを次世代に正しく伝えていく必要があると考えております。

本市では、毎年8月に平和展を開催し、戦争の悲惨さや平和の尊さを再認識する機会をもちます。今後ともに市民が参加しやすい平和展の開催に努め、啓発を進めていきたいと考えております。(人権推進課)